

1 洞爺湖町プール使用料金

施設の使用料

利用区分		時間区分	
		9時から17時まで	17時から21時まで
個人利用	一般（1回）	200円	300円
	高校生（1回）	100円	200円
	小・中学生（1回）	無料	無料
専用利用	通常利用料（1コース～1時間）	500円	800円
	全館利用料（全6コース～1時間）	3,500円	5,600円
	幼児用及び低学年用プール（1時間）	200円	300円

備考

- 個人利用の1回とは、施設への入場から退場までをいう。
- 専用利用は、1時間単位の使用料とする。
- 利用時間には、準備、後始末に要する時間を含む。
- 町外団体の専用利用は、使用料の5割増とする。
- 区分を超えて利用する場合は、1時間につき当該承認を受けた区分の使用料の3割の額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなす。
- 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもので、その額が3,000円を超える場合（段階がある場合は最高額）は、営利目的の利用とし、専用使用料の10割増しとする。

また、入場料等がなくても公共の目的以外の物品の販売がある場合は、全て営利目的とみなす。